

高齢者福祉サービスをご利用ください

令和元年度に実施する高齢者福祉サービスをご案内します。希望される方は事前にお問い合わせください。サービスによっては申請書のほか、調査が必要な場合があります。

☎・☎/長寿はつらつ課 ☎463-1921

緊急通報システムの設置

65歳以上のひとり暮らし等の方で、慢性的に心臓疾患等の病気をもちの方の自宅に、緊急時に消防署に通報できる機器を設置します。

※固定電話回線が必要です。

利用料/無料



安心見守り通報システムの設置

65歳以上のひとり暮らし等の方で、慢性疾患が無いが日常生活において不安を感じる方の自宅に、緊急時に消防署に通報できる機器を設置します。

※固定電話回線が必要です。

利用料/月500円(生活保護受給者は免除)

安心見守り連絡カードの配付

ひとり暮らしの高齢者が、自宅において急病または事故等が発生した場合に、本人の身元情報等を救急隊員や関係機関に伝えるカードを配付します。

対象/

- ①75歳以上のひとり暮らしの方
- ②65歳以上のひとり暮らしの方で、次の手帳を所持している方
 - ・身体障害者手帳1・2級
 - ・療育手帳(A)・A
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級



新聞販売店による見守り活動

朝霞市新聞販売同業組合と協力して、新聞販売店による高齢者の見守り活動を行っています。新聞が3日分たまるなどの異変を感じた場合に、市職員等による訪問調査を行います。

※緊急事態と判断した場合は、警察等に通報します。

対象/配達により新聞を購読している、65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

はいかい高齢者等見守りシールの配付

はいかいは見られる高齢者等の早期発見・保護を目的とし、靴等に貼付できる個人を特定する番号を付したシールを配付します。

配付枚数/10足分

利用料/無料



乳酸飲料配付サービス

75歳以上のひとり暮らし等の方に、乳酸飲料を直接手渡し、声かけすることにより安否確認をします。

対象/介護保険のサービスや市の安心見守り事業を利用していない75歳以上のひとり暮らし等の方で朝霞市内に子が在住していない方

利用料/無料

利用回数/平日で週3日以内



配食サービス

65歳以上のひとり暮らし等の方で、食事づくりが困難な方の自宅に、栄養バランスのとれた昼食をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

お弁当種類/普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等(配食業者により異なります)

利用料/1食当たり600～800円。

市からは1食当たり200円を補助します。



補聴器購入費の助成

聴力機能が低下し、家族等とコミュニケーションを取ることが難しくなっている方に、補聴器を購入した際の費用の一部を補助します。

※「集音器」は補助の対象となりません。

対象/次のすべての要件に当てはまる方

- ・市内に住む65歳以上の方
- ・住民税非課税世帯に属する方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ・医師が補聴器の必要性を認める方

補助金額/2万円(限度)1人1回限りです。

家具転倒防止器具等設置費の補助

地震による家具の転倒等を防止するために、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。詳しくは取り付け前にお問い合わせください。

対象/65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

補助対象/家具の転倒防止等に有効な器具およびガラス飛散防止に有効なフィルムの取り付け費用

補助金額/1世帯1回に限り1万円(限度)



寝具類乾燥車の派遣

寝具類を干すことが困難な高齢者の方に、月2回寝具類乾燥車を派遣します。

対象／身体に障害などがあり、介護や手助けを受けられない状況の方で、住民税が非課税の65歳以上の在宅の方

利用料／無料

訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方の自宅に、理美容師が訪問して散髪を行います。

対象／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室に向くことが困難な方

利用限度／年6回(支給決定の時期で異なります)

費用負担／理美容師の出張料金(2,000円)を市が負担します。カット等の料金は利用者負担です。

紙おむつの支給

対象／65歳以上の在宅の方で、住民税が非課税の寝たきりもしくは重度の認知症のため失禁状態にある方

※生活保護受給者で紙おむつの支給を受けられる方は対象外

利用料／無料

ねたきり老人等手当の支給

病気等により6か月以上の寝たきりや、重度の認知症の状態にある65歳以上の在宅の方に、手当を支給します。

※介護保険施設、養護老人ホーム、障害者更生施設などの施設に入所している方は対象外

支給額／月1万円(4か月ごとにまとめて支給)

生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする65歳以上の方が自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。

対象／次の①または②の要件に該当する方

①介護保険の要介護・要支援認定で非該当(自立)と認定された方で、家事(身体)援助が必要な方

②介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、介護保険の適用外のサービスが必要と認められる方

利用料／介護保険に準じた額(生活保護受給者は無料)

バス・鉄道共通カードの交付

高齢者の外出支援を目的として、バス・鉄道共通カードの交付等を行います。

対象／令和2年3月31日時点で70歳以上の方

交付方法／引換券等を交付窓口にご持参ください。

※対象者には後日、引換券または申請書を送付します。

給付金額／70歳になった方は3,000円分(発行手数料500円を含む)のカードを交付します。また、71歳以上の方は、申請により2,000円(カードへの入金料)を口座に振り込みます。



※市ではこのほか、高齢者などを対象とした彩夏ちゃん見守り支援員事業を実施しています。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、圏域ごとに5か所設置されています。

●地域包括支援センター 内間木苑

所在地／朝霞市大字上内間木498-4 特別養護老人ホーム 内間木苑内 ☎458-2022

●地域包括支援センター つつじの郷

所在地／朝霞市西弁財1-10-21 ブリランテ朝霞台103 ☎472-1574

●地域包括支援センター モーニングパーク

所在地／朝霞市溝沼3-2-26 ☎0120-247355

●地域包括支援センター ひいらぎの里

所在地／朝霞市岡3-17-59 ☎291-9111

●地域包括支援センター 朝光苑

所在地／朝霞市青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム 朝光苑内 ☎450-0855

受付時間／平日午前8時30分～午後5時

主な業務／

●総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域住民の方などから、さまざまな相談をお受けします。

●権利擁護業務

高齢者虐待防止への対応、悪質な訪問販売等からの被害防止のため、関係機関と連携して支援をします。

●介護予防ケアマネジメント業務

介護が必要になることを予防し、自立した生活ができるように、健康づくりや介護予防の支援を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の心身の状態・変化に合わせて必要なサービスが受けられるよう、関係機関との調整を行います。